

町村をむすぶ

MIYAGI 宮城 町村会だより

<https://www.miyagi-ck.gr.jp>

2024
4-5
Vol.520



町を流れる阿武隈川に架かり、「モダン橋」の愛称で長年親しまれてきた丸森橋が、令和4年度に選奨土木遺産認定されました。

それを記念し、橋脚をモチーフに町の「伊達冠石」を使用した記念碑を令和6年3月に設置しました。

記念碑と共に、新緑の中に赤く映えるモダン橋へ是非お立ち寄りください。

町村会のうごき

共済事業アレコレ

町村通信 21 ～七ヶ宿町～

「小さくても持続可能なまちづくり」を目指して

令和6年度宮城県町村会事業計画

基本方針

町村では、国際化、情報化、少子高齢化が急速に進展する社会を迎え、様々な重要課題が山積している中、国・県と一体となって、新型コロナウイルス感染症収束後の地域社会・経済の活性化と安全安心な魅力ある地域づくりに向けて積極的に取り組んでいるところである。

また、東日本大震災の「第2期復興・創生期間」における復興完遂に向けた総仕上げのための施策展開や、令和元年東日本台風被害、令和4年7月豪雨被害からの復興に向けて総力を挙げて対応している。

さらに、町村は物価高騰対策や自治体DXの加速化、子ども・子育て施策等の推進についても、国・県の支援を得ながら、積極的に対応しているところである。

本会は、これらの課題解決に寄与するとともに、町村行政の円滑な運営と町村自治の振興・発展を図るため、全国町村会及び各関係団体と連携し、政務活動、自治振興事業及び各種災害共済事業等を積極的に展開していく。

また、必要に応じて町村長課長会議を開催する。

会務運営のため、町村長会議、正副会長会議及び監事会を開催する。

また、必要に応じて町村長課長会議を開催する。

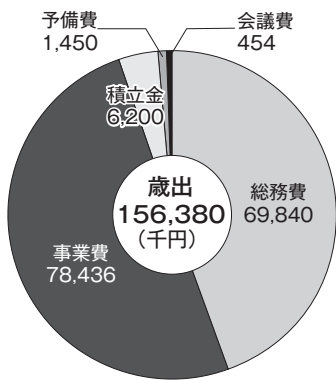
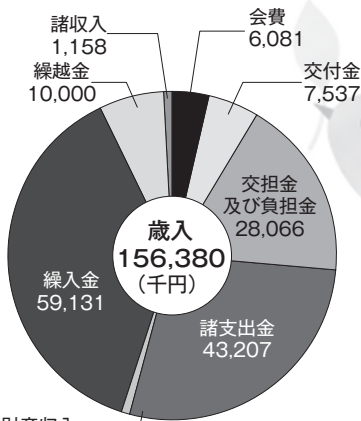
また、必要に応じて町村長課長会議を開催する。

また、必要に応じて町村長課長会議を開催する。

また、必要に応じて町村長課長会議を開催する。

また、必要に応じて町村長課長会議を開催する。

令和6年度一般会計
歳入歳出予算



を開催し、調査研究活動を行うとともに、宮城県関係国会議員、政府関係省庁、宮城県知事及び宮城県議会議員への要請活動、本県国会議員や宮城県知事、宮城県議会議長、宮城県各都局長との意見交換会を実施する。

〈情報活動〉

本会ホームページ並びに隔月で発行する宮城町村会だよりにより、本会の活動状況を内外に発信する。

また、「宮城県町村会紹介パンフレット」を作成し、宮城県町村会の事業内容を紹介し協力を要請するため、町村等の新規採用職員に配布する。

〈研修事業〉

町村の地方自治の発展と地域振興に資するため、次の研修を実施する。

- ① 町村長研修
 - ② 副町村長研修
 - ③ 行政課題研修
 - ④ 移動研修〔まちづくり研修〕
 - ⑤ 新規採用職員研修
- また、研修派遣事業、町村職員研修受講助成事業を実施する。

〈自治振興対策事業〉

- 町村の自治振興を支援するため、次の事業を行う。
- ① 市町村職員採用試験

〈災害共済事業〉

町村の財産保全と財政の安定並びに町村職員に対する福利厚生と生活の安定を図るため、不慮の災害に対し相互救済を目的とした次の共済事業を実施する。

- ① (一財)全国自治協会建物災害共済事業・自動車損害共済事業
- ② 全国町村等職員団体生命共済(弔慰金)事業
- ③ 全国町村会総合賠償補償保険事業
- ④ 全国町村会災害対策費用保険事業
- ⑤ 全国町村職員生活協同組合火災共済事業・自動車共済事業・特定疾病保険制度・生活総合保険制度
- ⑥ 全国町村等職員任意共済保険事業
- ⑦ 全国町村等職員個人年金共済事業
- ⑧ (一財)全国自治協会消防設備資金融資事業
- ⑨ 非常勤職員公務災害補償事業
- ⑩ 自治体委託業務等災害補償保険事業

新規採用職員研修

令和6年度新規採用の職員を対象に開催

県町村会は、4月18日から4月26日の期間で、県自治会館を会場に令和6年度新規採用職員研修を開催しました。

研修は、4月から新規採用された町村職員を対象に、地域ごとに3つの班に分けたうえで、各班2日間の日程で研修を行いました。

1日目は、「地方自治とは」・「予算の仕組み」・「文書の取扱い」の各科目について、それぞれ町村職員が講師を務めました。ご自身の経験を交えながら、公務員としての心構えや、法律や予算の知識、文書作成のイロ

ハなどを「講義いただきました。

2日目は、「接遇」「仕事の進め方」について、企業講師による研修を行いました。社会人としての礼儀・作法や、失礼のない電話対応や名刺交換の仕方など、数名ずつチームを組みながら、実務形式で学びました。

今回の研修は、県内の町村・一部事務組合等から、あわせて171名が受講しました。最初は緊張感もありましたが、次第に町村職員同士の交流も広がり、非常に充実した研修となりました。

講師一覧

「地方自治とは」

1班：川崎町上下水道課主査 高橋 孝仁

2班：大衡村税務課主任 沼田 裕紀

3班：涌谷町総務課副参事 宮 まどか

2班：大衡村税務課主任 沼田 裕紀

3班：涌谷町総務課副参事 宮 まどか

1班：大河原町企画財政課財政係長 石河 千宙

2班：大和町財政課係長 佐藤 隆

3班：加美町企画財政課主査 藤原 聡

1班：蔵王町総務課文書係長 山家 裕貴

2班：利府町総務部総務課主査 渡邊 弘嗣

3班：色麻町総務課総務係長 早坂 久延

研修生の感想

・他自治体の方々と学び、交流することができた。

・普段使いなれない言葉遣いや電話対応の練習ができたことは、今後への自信につながった。今回の研修内容を頭に入れながら、職員として勤めていきたい。

「文書の取扱い」

1班：蔵王町総務課文書係長 山家 裕貴

2班：利府町総務部総務課主査 渡邊 弘嗣

3班：色麻町総務課総務係長 早坂 久延

研修生の感想

・他自治体の方々と学び、交流することができた。

・普段使いなれない言葉遣いや電話対応の練習ができたことは、今後への自信につながった。今回の研修内容を頭に入れながら、職員として勤めていきたい。

宮城県町村会組織改編のお知らせ

本会では、令和6年4月1日付けで、組織改編を行いました。

これまで総務課および事業推進課の二課体制で事業を行ってまいりましたが、新たに総務・事業課の一課体制に変更し、事業を行ってまいります。

各連絡先

(災害共済事業以外)

022-2221-9201

(災害共済事業)

022-2221-9203

町村会日誌

3月

▼26日 北海道東北六県町村会事務局長会議

(アイオス永田町)

4月

▼3日 東北町村の振興を考える会

(大河原町) 齋会長出席

▼11・12日 都道府県町村会事務局長会議・事務局長研修会

(全国町村会館)

▼16日 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合議会

(宮城県自治会館)

▼18・19日 町村新規採用職員研修会

第1班(宮城県自治会館)

▼23・24日 町村新規採用職員研修会

第2班(宮城県自治会館)

▼25・26日 町村新規採用職員研修会

第3班(宮城県自治会館)

▼26日 全国町村会政務調査会

全国町村会理事会

都道府県町村会会長会

全国町村会政務

調査会財政委員会

(全国町村会館)

齋会長出席

齋会長出席

齋会長出席

齋会長出席

齋会長出席

「小さくても持続可能なまちづくり」を目指して

七ヶ宿町は県内で1番人口が少なく高齢化率が高い町ですが、「住み心地100点のまち」をモットーに小さい町だからこそできるまちづくりに取り組んでいます。

特に平成27年度から力を入れてきた移住施策が少しずつ実を結び、令和5年3月末の人口が1,233人、1年後の令和6年3月末は1,223人とほぼ横ばいに推移しており、特に若い世代の移住者が増えています。そんな中、4月には町内に1つしかない保育所の建替工事が完了し、木の温もりをたっぷり

と感じられる新しい保育所が開園しました。子育て世帯を対象とした20年住むと家と土地が譲渡される「地域担い手づくり支援住宅」も引き続き移住施策の目玉として実施していきます。

また、高齢の方の足となる「通院タクシー」も4月から始まり、70歳以上の方は無料で週に数回ご自宅までお迎えし、宮城県白石市・大河原町方面と山形県高島町・南陽市方面の病院等へ送迎することで安心して七ヶ宿町で暮らしていける環境づくりを目指しています。



20年住むと家と土地がもらえる「地域担い手づくり支援住宅」



県産や町産の木材をたっぷり使った開放感あふれる保育所



自宅までお迎え10人乗りの「通院タクシー」

町村会の予定

5月

- 14日 政務委員会幹事会
- 24日 行政課題研修 I
- 31日 全国町村会政調幹事会

6月

- 6日 消防実務・事務研修会
- 7日 災害共済事業担当者会議
- 17日 宮城県町村会監事会
- 18日 全国町村会政調幹事会
災害共済事務連絡会議
北海道東北六県町村会事務局長会議
- 19日 全国自治協会評議員会
全国町村会政務調査会
全国町村会理事会
都道府県町村会会長会
全国町村職員生活協同組合総代会
- 25日 正副会長会議、町村長会議
政務委員会
- 27日~28日 北海道東北六県町村会会長会議

共済事業アレコレ

自動車事故にあったときには

自動車を運転していれば、いつ事故に遭うかわかりません。事故が発生したら以下のような点に注意して焦らずに対処しましょう。

- ・けが人・損害の確認と危険防止措置
けが人がいる場合、速やかに救護し、必要なら救急車を手配するとともに、事故車を安全な場所に移動させるなど、路上の危険防止措置を行って下さい。
その後、損害状況を確認し警察に通報してください。通報しなかった場合、事故証明書が取得できず対応できない場合もあります。
- ・口頭で賠償の約束をしない
事故の過失割合は過去の判例などを参考に交渉しますが、動いている車同士の事故であればほとんどの場合お互いに過失が発生します。
事故現場で相手への賠償を約束してしまうと、後々の交渉に差し支える可能性がありますので、ご注意ください。
- ・事故処理が終わったら
現場での事故処理が終了したら、休日夜間でも対応可能な事故受付フリーダイヤルでご連絡ください。受付後は交渉担当者がお相手との示談に向けた連絡調整にあたらせていただきます。

事故受付フリーダイヤル TEL0120-258-459
総務・事業課(共済担当) TEL022-221-9203

円満な事故解決のため、ご契約者様の適切な初動対応と迅速な連絡をお願いします。